

一人親方の労災保険

# 特別加入制度のしおり



一人親方団体(大阪労働局長承認)

## 大阪SR一人親方建設部会

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30  
大阪府社会保険労務士会館8階  
TEL:06-4800-8231・FAX:06-4800-8232  
<https://osaka-sr.com/>



# 大阪SR一人親方建設部会のご案内

大阪SR一人親方建設部会では、建設の事業を行う一人親方（別紙「建設業の一人親方とは」を参照）で、かつ次の条件に該当する方を対象として労災保険の特別加入制度を取り扱っています。

## 対象となる方は…

- ①土木、建設、その他工作物の建設、改造、修理、変更、破壊もしくは解体、またはその準備を行う大工、鳶、左官工等の方で職種は問いません。
- ②大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県及び香川県のいずれかの府県に居住する方です。

## 入会手続き

大阪SR経営労務センター及び大阪SR一人親方建設部会の会員である社会保険労務士を通じて、業務委託をしていただきます。

※いずれの業務についても、担当の社会保険労務士を通じて行いますので、一人親方ご本人が直接事務委託することはできません。

入会手続きは、「入会届及び事務委託書」「誓約書」「本人確認書類（身分証明書）」に年間労働保険料と会費を添えてお申込みください。

## 特別加入の承認日

所定の手続きが完了し、費用等の入金を確認された後、大阪労働局に申請書を提出した日の翌日以降になります。

大阪労働局で承認されますと、当部会が「労災保険特別加入者証」を発行します。

## 費用

会費…年間12,000円

年度途中から入会される場合は、月額1,000円に、年間労働保険料（別紙の裏面「一人親方特別加入月数別労働保険料」の上段の金額）を全額前払いしてください。

なお、二親等内の同居親族の方が加入される場合は、一人分の会費のみとなります。

## 健康診断

特別加入を希望する方のうち、過去に次の特定作業それぞれの従事期間を越えて当該業務に従事したことがある場合は、加入前に健康診断が必要となりますので、「特別加入時健康診断申出書」「特別加入時健康診断実施依頼書」を天満労働基準監督署に提出します。

後日関係書類が送付されますので、一人親方本人が各県労働局の契約している医療機関に連絡して日程調整の上速やかに受診してください。健康診断を受けられない場合は、特別加入が認められませんので注意してください。

また、健康診断受診費用は、国が負担します。

### 【加入時健康診断が必要な業務の種類】

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断



## 補償の対象となる範囲

### ①業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入対象業務を行っている場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

建設業の一人親方等

- ア. 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- イ. 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ. 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- エ. 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合は除きます。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ. 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

### ②通勤災害

一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

## 保険給付・特別支給金の種類

一人親方の特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

( )内は、通勤災害の保険給付です。

療養補償給付 (療養給付)	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合（特別支給金はなし）
休業補償給付 (休業給付)	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため、労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償給付 (障害給付)	【障害(補償)年金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 【障害(補償)一時金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金 (傷病年金)	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において①傷病が治っていないこと、②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合
遺族補償給付 (遺族給付)	【遺族(補償)年金】 業務災害又は通勤災害により死亡した場合 【遺族(補償)一時金】 ①遺族(補償)年金を受けることができる遺族がない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受ける方がいない場合において、既に支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合
葬祭料 (葬祭給付)	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合（特別支給金はなし）
介護補償給付 (介護給付)	業務災害又は通勤災害により、障害(補償)年金又は傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合 (特別支給金はなし)

詳しいことは、担当の社会保険労務士にご相談ください。また、保険給付の手続きについては、担当の社会保険労務士が関係書類を作成して、事業主欄に当部会の証明印を押印し、天満労働基準監督署に提出することになります。



## 年度更新その他の手続き

①毎年2月初旬に、「特別加入給付基礎日額報告書」を送付しますので、翌年度に希望する給付基礎日額を2月末日までに報告してください。当部会では、報告に基づき翌年度の労働保険料を計算して、「労働保険料等納入通知書」を送付しますので、3月末までに金融機関から当部会に振り込んでください。入金が確認できれば、当該年度用の「労災保険特別加入者証」を発行します。

※新規加入時には、前払いとなりますが、翌年度以降は「労働保険料等納入通知書」による振り込みとなります。

②既に提出した「入会届及び事務委託書」に、次の各号に変更が生じた場合は、直ちに「特別加入に関する変更届」を提出してください。

- ア. 業務内容又は作業内容の変更
- イ. 氏名、住所の変更
- ウ. 特別加入者の異動

③当部会から脱退する場合は、「退会及び事務委託解除届」を提出してください。既に納入した労働保険料については、退会した月を含んで月割計算した額との間に差額が生じた場合には、本人が指定した口座に振り込みますが、既に納入した会費については、返還いたしません。

④その他各種手続き等についてご質問がある場合は、「労災保険特別加入者証」の裏面に記載されている担当社会保険労務士にご相談ください。



## 社会保険労務士は国家資格です。安心してプロにお任せください。

社会保険労務士は、労働社会保険関係の法令に精通し、労務管理その他の労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。労働社会保険官公署への手続きは、社会保険労務士にお任せください。

担当社会保険労務士欄



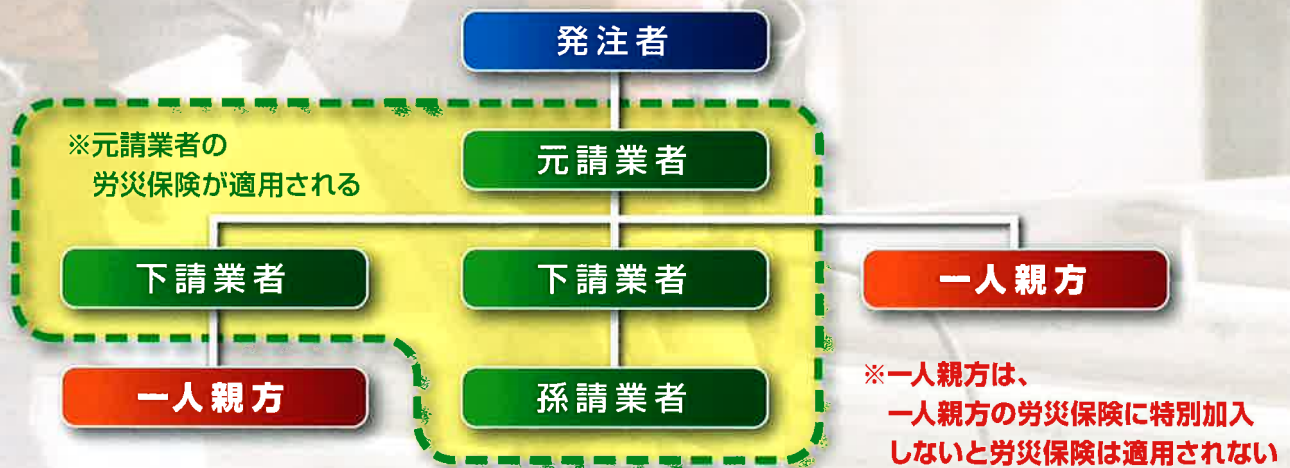
# 建設業の一人親方とは…

労災保険は、事業所を単位として保険関係を成立しますが、建設業の場合は工事ごと、建設現場ごとに保険関係が成立し、元請が自身の責任で保険関係を設立させ、労働保険料を支払うことになります。

そして、建設現場で起きた事故は、それが元請作業員であっても、下請作業員であっても元請が成立させた保険を使って申請することになります。つまり、下請は労働保険料を払わずに、元請の保険の保護を受けられることになります。

しかし、労災保険は「労働者」を対象としているため、企業の役員や一人親方は保険の対象となりません。このために、同じように建設現場で作業に従事しながら保険の適用対象となる人とならない人が出てきます。

その適用とならない人を対象とした制度が、建設業の事業に従事する一人親方特別加入制度となります。これを図で示すと次のようになります。



下請業者及び孫請業者の従業員は、元請業者の労災保険が適用されますが、事業主は中小事業主の労災保険に特別加入しないと労災保険は適用されません。

また、一人親方は一人親方の労災保険に特別加入しないと労災保険は適用されません。

(なお、建売住宅事業等に係る元請負人の取扱いは、**住宅建築着工時に買主が決まっていな**場合は、上記の元請業者が発注者となり、下請業者が元請業者として労災保険に加入する必要があります。)

継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用する事業主は、中小企業主の労災保険に特別加入しないと適用されません。つまり、年間100日未満であっても、下請として入っている場合は、一人親方の労災保険に特別加入しないと適用されないことになります。

## 一人親方の皆さんへ…

特に最近では、元請から労災保険に加入しているかどうか確認され、入っていないと建設現場に入れないとよく聞きます。そこで、あなたの立場は、どの部分になるのかをチェックしてみてください。

# 一人親方特別加入月数別労働保険料

単位：円

保険料率：18/1000 (2018年4月1日現在)

給付基礎日額	加入月数 (加入月)												給付基礎日額
	年額 (4月)	11ヵ月 (5月)	10ヵ月 (6月)	9ヵ月 (7月)	8ヵ月 (8月)	7ヵ月 (9月)	6ヵ月 (10月)	5ヵ月 (11月)	4ヵ月 (12月)	3ヵ月 (1月)	2ヵ月 (2月)	1ヵ月 (3月)	
<b>25,000</b>	<b>164,250</b>	<b>150,552</b>	<b>136,872</b>	<b>123,174</b>	<b>109,494</b>	<b>95,796</b>	<b>82,116</b>	<b>68,436</b>	<b>54,738</b>	<b>41,058</b>	<b>27,360</b>	<b>13,680</b>	<b>25,000</b>
(算定基礎額)	9,125,000	8,364,587	7,604,170	6,843,753	6,083,336	5,322,919	4,562,502	3,802,085	3,041,668	2,281,251	1,520,834	760,417	(算定基礎額)
<b>24,000</b>	<b>157,680</b>	<b>144,540</b>	<b>131,400</b>	<b>118,260</b>	<b>105,120</b>	<b>91,980</b>	<b>78,840</b>	<b>65,700</b>	<b>52,560</b>	<b>39,420</b>	<b>26,280</b>	<b>13,140</b>	<b>24,000</b>
(算定基礎額)	8,760,000	8,030,000	7,300,000	6,570,000	5,840,000	5,110,000	4,380,000	3,650,000	2,920,000	2,190,000	1,460,000	730,000	(算定基礎額)
<b>22,000</b>	<b>144,540</b>	<b>132,480</b>	<b>120,438</b>	<b>108,396</b>	<b>96,354</b>	<b>84,312</b>	<b>72,270</b>	<b>60,210</b>	<b>48,168</b>	<b>36,126</b>	<b>24,084</b>	<b>12,042</b>	<b>22,000</b>
(算定基礎額)	8,030,000	7,360,837	6,691,670	6,022,503	5,353,336	4,684,169	4,015,002	3,345,835	2,676,668	2,007,501	1,338,334	669,167	(算定基礎額)
<b>20,000</b>	<b>131,400</b>	<b>120,438</b>	<b>109,494</b>	<b>98,550</b>	<b>87,588</b>	<b>76,644</b>	<b>65,700</b>	<b>54,738</b>	<b>43,794</b>	<b>32,850</b>	<b>21,888</b>	<b>10,944</b>	<b>20,000</b>
(算定基礎額)	7,300,000	6,691,674	6,083,340	5,475,006	4,866,672	4,258,338	3,650,004	3,041,670	2,433,336	1,825,002	1,216,668	608,334	(算定基礎額)
<b>18,000</b>	<b>118,260</b>	<b>108,396</b>	<b>98,550</b>	<b>88,686</b>	<b>78,840</b>	<b>68,976</b>	<b>59,130</b>	<b>49,266</b>	<b>39,420</b>	<b>29,556</b>	<b>19,710</b>	<b>9,846</b>	<b>18,000</b>
(算定基礎額)	6,570,000	6,022,500	5,475,000	4,927,500	4,380,000	3,832,500	3,285,000	2,737,500	2,190,000	1,642,500	1,095,000	547,500	(算定基礎額)
<b>16,000</b>	<b>105,120</b>	<b>96,354</b>	<b>87,588</b>	<b>78,840</b>	<b>70,074</b>	<b>61,308</b>	<b>52,560</b>	<b>43,794</b>	<b>35,028</b>	<b>26,280</b>	<b>17,514</b>	<b>8,748</b>	<b>16,000</b>
(算定基礎額)	5,840,000	5,353,337	4,866,670	4,380,003	3,893,336	3,406,669	2,920,002	2,433,335	1,946,668	1,460,001	973,334	486,667	(算定基礎額)
<b>14,000</b>	<b>91,980</b>	<b>84,312</b>	<b>76,644</b>	<b>68,976</b>	<b>61,308</b>	<b>53,640</b>	<b>45,990</b>	<b>38,322</b>	<b>30,654</b>	<b>22,986</b>	<b>15,318</b>	<b>7,650</b>	<b>14,000</b>
(算定基礎額)	5,110,000	4,684,174	4,258,340	3,832,506	3,406,672	2,980,838	2,555,004	2,129,170	1,703,336	1,277,502	851,668	425,834	(算定基礎額)
<b>12,000</b>	<b>78,840</b>	<b>72,270</b>	<b>65,700</b>	<b>59,130</b>	<b>52,560</b>	<b>45,990</b>	<b>39,420</b>	<b>32,850</b>	<b>26,280</b>	<b>19,710</b>	<b>13,140</b>	<b>6,570</b>	<b>12,000</b>
(算定基礎額)	4,380,000	4,015,000	3,650,000	3,285,000	2,920,000	2,555,000	2,190,000	1,825,000	1,460,000	1,095,000	730,000	365,000	(算定基礎額)
<b>10,000</b>	<b>65,700</b>	<b>60,210</b>	<b>54,738</b>	<b>49,266</b>	<b>43,794</b>	<b>38,322</b>	<b>32,850</b>	<b>27,360</b>	<b>21,888</b>	<b>16,416</b>	<b>10,944</b>	<b>5,472</b>	<b>10,000</b>
(算定基礎額)	3,650,000	3,345,837	3,041,670	2,737,503	2,433,336	2,129,169	1,825,002	1,520,835	1,216,668	912,501	608,334	304,167	(算定基礎額)
<b>9,000</b>	<b>59,130</b>	<b>54,198</b>	<b>49,266</b>	<b>44,334</b>	<b>39,420</b>	<b>34,488</b>	<b>29,556</b>	<b>24,624</b>	<b>19,710</b>	<b>14,778</b>	<b>9,846</b>	<b>4,914</b>	<b>9,000</b>
(算定基礎額)	3,285,000	3,011,250	2,737,500	2,463,750	2,190,000	1,916,250	1,642,500	1,368,750	1,095,000	821,250	547,500	273,750	(算定基礎額)
<b>8,000</b>	<b>52,560</b>	<b>48,168</b>	<b>43,794</b>	<b>39,420</b>	<b>35,028</b>	<b>30,654</b>	<b>26,280</b>	<b>21,888</b>	<b>17,514</b>	<b>13,140</b>	<b>8,748</b>	<b>4,374</b>	<b>8,000</b>
(算定基礎額)	2,920,000	2,676,674	2,433,340	2,190,006	1,946,672	1,703,338	1,460,004	1,216,670	973,336	730,002	486,668	243,334	(算定基礎額)
<b>7,000</b>	<b>45,990</b>	<b>42,156</b>	<b>38,322</b>	<b>34,488</b>	<b>30,654</b>	<b>26,820</b>	<b>22,986</b>	<b>19,152</b>	<b>15,318</b>	<b>11,484</b>	<b>7,650</b>	<b>3,816</b>	<b>7,000</b>
(算定基礎額)	2,555,000	2,342,087	2,129,170	1,916,253	1,703,336	1,490,419	1,277,502	1,064,585	851,668	638,751	425,834	212,917	(算定基礎額)
<b>6,000</b>	<b>39,420</b>	<b>36,126</b>	<b>32,850</b>	<b>29,556</b>	<b>26,280</b>	<b>22,986</b>	<b>19,710</b>	<b>16,416</b>	<b>13,140</b>	<b>9,846</b>	<b>6,570</b>	<b>3,276</b>	<b>6,000</b>
(算定基礎額)	2,190,000	2,007,500	1,825,000	1,642,500	1,460,000	1,277,500	1,095,000	912,500	730,000	547,500	365,000	182,500	(算定基礎額)
<b>5,000</b>	<b>32,850</b>	<b>30,096</b>	<b>27,360</b>	<b>24,624</b>	<b>21,888</b>	<b>19,152</b>	<b>16,416</b>	<b>13,680</b>	<b>10,944</b>	<b>8,208</b>	<b>5,472</b>	<b>2,736</b>	<b>5,000</b>
(算定基礎額)	1,825,000	1,672,924	1,520,840	1,368,756	1,216,672	1,064,588	912,504	760,420	608,336	456,252	304,168	152,084	(算定基礎額)
<b>4,000</b>	<b>26,280</b>	<b>24,084</b>	<b>21,888</b>	<b>19,710</b>	<b>17,514</b>	<b>15,318</b>	<b>13,140</b>	<b>10,944</b>	<b>8,748</b>	<b>6,570</b>	<b>4,374</b>	<b>2,178</b>	<b>4,000</b>
(算定基礎額)	1,460,000	1,338,337	1,216,670	1,095,003	973,336	851,669	730,002	608,335	486,668	365,001	243,334	121,667	(算定基礎額)
<b>3,500</b>	<b>22,986</b>	<b>21,078</b>	<b>19,152</b>	<b>17,244</b>	<b>15,318</b>	<b>13,410</b>	<b>11,484</b>	<b>9,576</b>	<b>7,650</b>	<b>5,742</b>	<b>3,816</b>	<b>1,908</b>	<b>3,500</b>
(算定基礎額)	1,277,500	1,171,049	1,064,590	958,131	851,672	745,213	638,754	532,295	425,836	319,377	212,918	106,459	(算定基礎額)
<b>会 費</b>	<b>12,000</b>	<b>11,000</b>	<b>10,000</b>	<b>9,000</b>	<b>8,000</b>	<b>7,000</b>	<b>6,000</b>	<b>5,000</b>	<b>4,000</b>	<b>3,000</b>	<b>2,000</b>	<b>1,000</b>	<b>会 費</b>

※ 労働保険料は、上記の「算定基礎額」の千円未満を切り捨てた額に 18/1000 を乗じた額となります。

※ 加入月数は、月単位で1日でもあれば1ヵ月となります。

## 費用の計算例

給付基礎日額 7,000円、承認された日が9月10日の場合 (加入月数は7ヵ月)

労働保険料：1,490,419円 (千円未満切り捨て) × 18/1000 = 26,820円

年会費：月額1,000円 × 7ヵ月 = 7,000円

**合計 33,820円**